

産山村空き家バンク利用登録誓約書

産山村長

1. 産山村空き家バンク制度の利用登録にあたり、産山村空き家バンク設置要綱に定める制度の趣旨を理解し、遵守することを承諾した上で申し込みます。
2. 空き家等の賃貸又は売買に関する交渉、契約手続等の仲介等に係る費用について、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定による額の範囲内で支払うこと。
3. 申込書記載事項に偽りはなく、空き家等の売却、賃貸借の契約交渉は当事者間で責任をもって行い、契約に関する紛争は、誠意をもって当事者間で解決します。
4. 産山村空き家バンク制度で得られた情報については、私自身が制度の趣旨に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。
5. 空き家等を利用することとなった場合は、産山村の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活するとともに、地域活動等に積極的に参加して地域の活性化に寄与することで、よりよき地域住民となることをここに誓約いたします。

年 月 日

住 所
氏 名

⑩